

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みとされている。退職するときも会社から脱退手当金についての説明を受けておらず、受給した記憶も無いので、脱退手当金をもらっていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の受給資格は、A社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 40 年 4 月 1 日直後には受給要件を満たしておらず、法改正により同年 6 月以降に脱退手当金を受給できるようになったことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、申立人が法改正を知って請求したとする事情もうかがえない。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

富山国民年金 事案 221 (事案 116 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 49 年 3 月まで

20 歳になった昭和 39 年*月に国民年金に加入し、申立期間について、毎月、婦人会の班長の集金により国民年金保険料を納めていたのに、国民年金の記録が無い。

平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要ないとの通知を受けたが、今回、紛失したと思っていた国民年金手帳(写し)、年金手帳(写し)、及び申立期間に同じ地区の同じ班と一緒に国民年金保険料を納付していた者の名簿を提出するので、再調査の上、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、i) 国民年金の加入手続について、町内会の住民に口頭で伝えて加入したとするのみであり、どのように加入手続が行われたのか明確ではないこと、ii) 申立期間の保険料納付状況が記録されている国民年金手帳についての記憶も無いこと、iii) 申立人の所属する班で保険料を集金していた者からも、申立期間において申立人の保険料を集金したとの具体的な証言が得られないこと、iv) 申立人の初めての国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 4 月に払い出されたと推察され、それより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無いこと、v) 申立人は 49 年 4 月から任意加入被保険者として加入しており、制度上、遡って国民年金に加入することはできず、保険料を遡って納付することはできなかったこと、vi) A 市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿にも、申立期間の記録は無いこと、などから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、国民年金手帳、年金手帳、及び申立期間に同じ地区の同じ班と一緒に国民年金保険料を納付していたとする者の名簿を提出し、再度の申立てを行っている。

しかし、i) 新たに提出された申立人の国民年金手帳及び年金手帳には、昭和49年4月1日に初めて国民年金の任意加入被保険者として資格を取得したことが記録されており、当該記録はオンライン記録と一致していること、ii) 新たに提出された上記名簿に記載されている者(7人)に、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について照会したが、申立人が申立期間の保険料を納めていたことを示す具体的な証言は得られなかったことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 45 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 45 年 5 月まで

昭和 42 年 8 月に会社を辞めたときに、妻が町内の婦人会で国民年金の加入手続をし、45 年 6 月に再就職するまで、妻が、毎月、婦人会の集金により自分の分と合わせて保険料を支払っていた。

領収書など国民年金保険料を納付したことを明らかにできる資料は無いが、妻が保険料を納付していたのは確かなので、申立期間が納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人の妻が婦人会の集金により夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間の記録は平成 13 年 8 月 27 日に追加登録されたものであることが確認できる上、基礎年金番号の導入（平成 9 年 1 月）より前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻も昭和 42 年 8 月に婦人会に口頭で加入を依頼したとしているのみで、申立人の申立期間に係る加入状況及び保険料納付状況の詳細は不明である上、申立人の妻についても、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できない。

さらに、国民年金保険料を集金していたと考えられる当時の婦人会員に聴取しても、申立期間において、申立人の保険料を集金したとの具体的な証言は得られない。

加えて、申立人は、申立期間の印紙検認欄のある自身の国民年金手帳を見た記憶も無いとしている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月16日から33年5月1日まで
A社で勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みとされているが、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年9月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和45年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 22 日から 37 年 4 月 20 日まで
オンライン記録では、脱退手当金をもらったことになっているが、もらった覚えが無い。脱退手当金をもらっていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年7月5日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金手帳記号番号が払い出される昭和48年10月までの間、国民年金の強制加入期間があつたにもかかわらず、未加入であつたことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月6日から24年2月11日まで
A社B工場（現在は、C社D工場）に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえしない。

また、申立人の脱退手当金は昭和24年6月21日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することにも不自然さはいかたがえしない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 27 日から 34 年 4 月 1 日まで
A社には2回勤務した。1回目は、B市C町にあった同社の工場です仕事をしていました。2回目は、D社を辞めた後、昭和34年4月にE社に勤める直前までその向かいにあったA社に勤務していたが、この2回目の勤務期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。1回目に勤務していた4か月間でさえ記録があるのに、申立期間において厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散している上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、申立期間の同僚の名前及び仕事の内容について覚えていないと供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が明らかとなった同僚13人は、いずれも申立人のことを覚えていないと回答している。

さらに、申立期間当時の事務担当者は、当時の厚生年金保険の取扱いについて覚えていないと供述しており、申立期間当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 22 日まで
A社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みとされている。脱退手当金制度があることを知っていたとしても当時体調があまり良くなり、退職金を受け取りに行くこともできなかった。また、夫の収入があり生活にも困っていなかったため、脱退手当金をもらっていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 24 日から 37 年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 21 日から 41 年 3 月 1 日まで

A社及びB社C工場（現在は、D社）で勤務していた期間のうち、申立期間①及び②についてのみ脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が作成、保管している「資格喪失簿」に係る申立人の給付種別欄には「脱3/1」と記載されている上、当該喪失簿の給付種別欄に「脱」と記載されている複数の従業員のオンライン記録を確認したところ、その全員に脱退手当金の支給記録が確認できるほか、同社は、「従業員に代わって脱退手当金の請求手続を行っていた。」と回答していることから、申立人の脱退手当金は、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年5月6日に支給決定されている上、申立期間①及び②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 26 日から同年 8 月 21 日まで
② 昭和 27 年 5 月 27 日から 31 年 3 月 13 日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社B工場に勤務していた申立期間①及び②については脱退手当金を支給済みとされているが、同社を退職後に脱退手当金を受け取った記憶は無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年5月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後の女性100人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年3月の前後2年以内に資格喪失した55人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、50人に脱退手当金の支給記録があり、このうち48人が資格喪失後3か月以内に支給決定されているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 18 日から 40 年 8 月 16 日まで
A社B支社C事業所に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとされている。

申立期間の前に勤務したD社の期間については、脱退手当金を受給した記憶はあるが、A社B支社C事業所に勤務した期間については受給した記憶は無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前に勤務したD社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。